高校生の学びを支えます

高等学校等就学支援金

返還不要の授業料支援が受けられます。

令和２年４月から、私立高校生への就学支援金が大幅に拡充されました！（私立高校授業料の実質無償化）

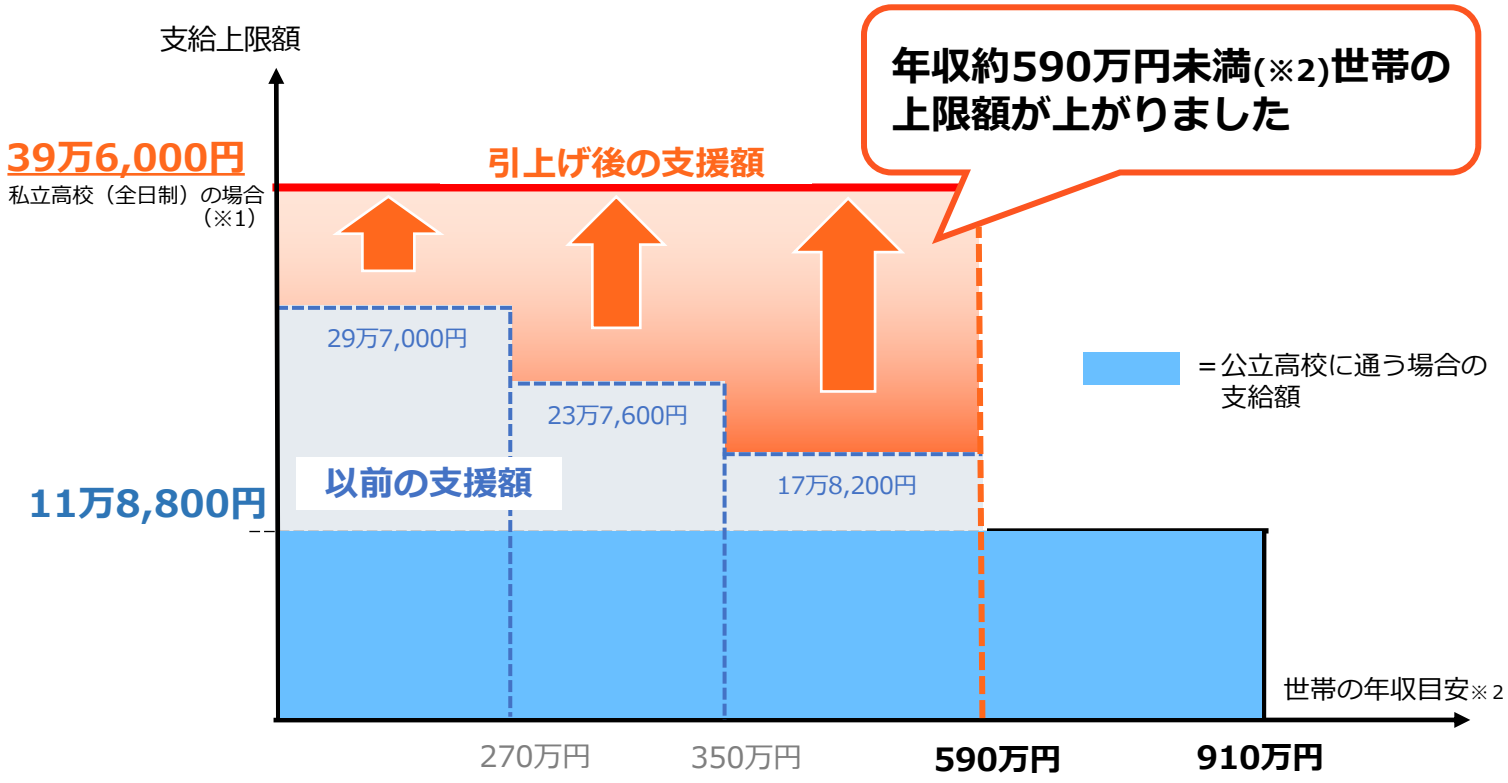

※１ 私立高校（通信制）は29万7,000円
　　国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4600円が支給上限額
※２ 両親・高校生・中学生の４人家族で、両親の一方が働いている場合の目安 (家族構成別の年収目安は裏面下表参照)

判定基準（裏面参照）を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。

※ 学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

文部科学省のwebサイトには、
制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高校生等への修学支援 | 検索

お申込みについて

（新入生の皆さん）
入学時の４月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

（在校生の皆さん）
収入状況の届出を行う７月頃に学校から案内があります。
既にマイナンバーにより手続きをして、受給されている方は、マイナンバーカードの写し等の再提出は不要です（保護者に変更のある場合を除く）。

対象となる方の判定基準について

判定基準

○次の計算式（**両親２人分の合計額**）により判定

【計算式】

市町村民税の課税標準額×６％　－　市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP

上記による算出額　＜　154,500円　→　支給額：最大396,000円

（154,500円以上）
＜　304,200円　→　支給額：118,800円

（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子２人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が２人の場合	～約950万円	～約640万円
	子２人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が１人、特定扶養控除対象者が１人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子２人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が１人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子２人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が２人の場合	～約1070万円	～約720万円
	子２人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が１人、特定扶養控除対象者が１人の場合	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。
※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳の場合。
※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

お問合せについて

学校またはお住まいの都道府県へ

公立
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm

私立
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm